

令和5年3月20日

保護者等 様

京都府立清明高等学校
校長 越野 泰徳

春季休業を迎えるにあたって（お願い）

春暖の候保護者等の皆様には、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校の教育に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、3月21日より4月9日まで春季休業となっております。4月10日からの新学期スタートに向けて、お子様の春季休業の過ごし方はとても大切です。お子様向けにも同様の文書を配付し、春季休業の過ごし方を指導しておりますが、御家庭でも下記の点を御確認いただき、御指導いただきますようお願いいたします。

また、各種感染症の感染防止の観点に留意し、「*新たな健康習慣」を踏まえた生活を心がけるよう、併せて御指導いただきますようお願いいたします。

*新たな健康習慣・・・参考) <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001069238.pdf>

記

1 春季休業中の生活について

(1) 外出時は各種感染症への感染防止の基本を守る。

(三密の回避、その場に応じたマスクの着用や咳エチケット、手洗いなど)

(2) 生活のリズムを崩さず、規則正しい生活を送る。

(3) 深夜徘徊、無断外泊はしない。

(4) 不健全な場所（パチンコ店など）への出入りはしない。

(5) 飲酒・喫煙はしない。

(6) 大麻・危険ドラッグ等の薬物の誘いにはのらない。

(7) 万引き・窃盗は行わない。

(8) 援助交際などの誘いにはのらない。

(9) 『4ない運動プラス1』を守る。

*『4ない運動プラス1』・・・「免許をとらない」「バイクを買わない」「バイクに乗らない」
「バイクに乗せてもらわない」「子どもの要求に負けない」

2 SNS等のトラブル防止について

(1) 学校生活における画像や動画をSNSに投稿しない。

(2) 個人情報をSNS上に投稿しない。

(3) SNS等の危険性を十分に理解し、いじめや性犯罪被害などに発展しないように留意する。

3 交通事故防止について

(1) 自転車での走行は、交通ルールをしっかりと守り、被害者にも加害者にもならないようにする。

*交通ルール・・・二人乗り、傘さし運転、イヤホン装着での走行、スマートフォンを見ながらの走行、スピードの出しすぎ、無灯火走行 などをしない

(2) 自転車に関わる事故が増加していることから、自転車の交通ルールを無視した走行に対する罰則が強化されています。

*令和5年4月より、ヘルメットの着用が努力義務化されます。

(3) 事故に遭った際は、相手の確認、家族への連絡、学校・警察（110番）への連絡を確実に行う。

*清明高校：075-417-4031
*電話対応時間：平日 8:30～17:00
*上記以外の時間帯は、留守番電話にメッセージを入れる。

4 いじめ防止について

京都府のいじめ防止対策の基本方針に則り、本校でもそれに基づき、いじめの防止に全力をあげています。お子様たちには、いじめを見たり聞いたりした場合や、いじめの疑いがある場合は、すぐに教員に報告するように指導しています。保護者等の皆様もお子様の様子の変化や、いじめが疑われることなどありましたら、すぐに連絡をお願いします。ちょっとした悪ふざけが、いじめに発展する場合があります。いじめのない学校作りを目指しておりますので、保護者等の皆様方の御協力をお願いします。

【相談機関】

・京都府総合教育センター ふれあい・すこやかテレフォン（毎日 24 時間対応）
TEL：075-612-3268・3301

・京都府総合教育センター メール教育相談 →



・ネットいじめ通報サイト（携帯電話・スマートフォンからも相談） →



・24時間子供SOSダイヤル TEL：0120-0-78310（なやみ言おう）

・京都ストーカー相談支援センター（KSCC）京都府警察本部（24時間電話受付）
TEL：075-415-1124

5 防災について

- (1) 自然災害に備えて、自宅周辺の危険箇所や避難場所の確認、非常持ち出し袋の点検、家族との連絡方法の確認をしておく。
- (2) 日頃から気象情報等に留意し、自然災害が発生した場合には、その状況に応じて、迅速な避難行動をとる。

6 春季休業中の登下校や部活動について

- (1) 部活動は、顧問の付き添いがなければ、活動をしてはいけない（土日祝日を含む）。
- (2) 登下校の際は、3月31日(金)までは制服（標準服）を着用する。
- (3) 活動終了後は、活動場所の後片付け・清掃を行う。
- (4) 部活動においても、感染症の防止に留意した活動を行う。